

令和3年第2回  
城里町議会定例会会議録 第3号

令和3年6月15日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	菌部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小塚孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副町	長	仲田	不二雄	
教	育	長	高岡	秀夫
まちづくり	戦略課	長	小林	克成
総務	課	長	山口	成治
町民	課	長	雨宮	忠芳
財務	課	長	船橋	行子
税務	課	長	佐藤	宰
健康	保険課	長	飯村	正則
長寿	応援課	長	稲川	弘美
福祉	こども課	長	山崎	栄一
農業	政策課	長	増井	栄一
都市	建設課	長	大津	好男
下水道	課	長	所	克実
会計課	長（会計管理者）		久保田	和美
水道	課	長	阿久津	恵三
農業	委員会事務局	長	高瀬	浩文

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

令和3年6月15日（火曜日）

午後 2時03分開議

- 日程第1 承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第2 承認第3号 専決処分第3号（城里町職員定数条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第30号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第31号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第32号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 発議第3号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 日程第8 陳情第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第10 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第12 報告第17号 城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則
- 日程第13 報告第18号 城里町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第14 報告第19号 令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱
- 日程第15 報告第20号 茨城県農業共済4組合等の合併協議について
- 日程第16 報告第21号 令和2年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第22号 令和2年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書

- 日程第18 報告第23号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第19 報告第24号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第20 報告第25号 令和2年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第21 報告第26号 城里町環境基本計画
- 日程第22 報告第27号 城里町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
- 日程第23 報告第28号 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期計画）
- 日程第24 報告第29号 例月出納検査報告（3月・4月・5月）
- 追加日程第1 発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書
- 追加日程第2 発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 追加日程第3 発議第6号 上遠野修城里町長の不信任決議案について

## 1. 本日の会議に付した事件

承認第2号

承認第3号

議案第30号

議案第31号

議案第32号

発議第3号

陳情第1号

陳情第2号

発議第4号

発議第5号

発議第6号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第17号

報告第18号

報告第19号

報告第20号

報告第21号

報告第22号  
報告第23号  
報告第24号  
報告第25号  
報告第26号  
報告第27号  
報告第28号  
報告第29号

---

午後 2時03分開議

#### 議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員出席であります。

---

#### 開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

---

#### 議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

#### 発言の訂正

○議長（関 誠一郎君） ここで、水道課長、まちづくり戦略課長より発言の訂正を求め

られておりますので、この際これを許可いたします。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 6月9日の議会定例会の一般質問におきまして、議席番号8番河原井議員さんからの石塚浄水場の修繕費用につきましてのご質問に対しまして、私の答弁の中で、過去10年間の修繕費と改修費を合わせました費用を誤って33億円余りと答弁してしまいました。正しくは3億3,000万円余りでございます。訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 同じく6月9日の一般質問における議席番号14番小坪議員の大項目4番、道の駅かつらの基本構想・基本計画について、（1）の事業の繰越しについての中で、私のほうの答弁の中で、橋梁名、橋の名前を那珂川大橋と答弁するところ、誤って大桂大橋と答弁してしまいました。橋梁名につきましては、大桂大橋から那珂川大橋へと答弁の訂正、あわせまして、議事録の訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ただいま、水道課長、まちづくり戦略課長の発言の訂正をされました。

河原井議員、よろしいでしょうか。

○8番（河原井大介君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 執行部におかれましては、今後発言を慎重に行われるようお願いいたします。

---

## 承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） それでは、日程第1、承認第2号 専決処分第2号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

承認第3号 専決処分第3号（城里町職員定数条例の一部を改正する条例）の承認を  
求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第2、承認第3号 専決処分第3号（城里町職員定数条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それでは、質問いたします。

このようなコロナ禍の中、診療所の人員が足りないと。通常より必要になることは致し方ないと思いますけれども、しかしながら、職員の定数増減などを決めるときには、まずその理由、根拠ですね、そういったものを明確にして、その手続は基本的なルールがあると思います。そのルールにのっとって、これを無視しないようにしていただきたいと。

まず、質問しますけれども、1つ目、いつから定数を超過していたのか。11名が12名、13名と、いつ超過していたのか、時系列での説明をお願いしたい。

まず、2点目、定数超過している時点で、条例に反しているということは承知をしていたのかどうかお伺いしたい。

また、今後このような状況の場合、どのような手続の中で条例改正をされていくのかですね。

この3点を、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質疑に対して答弁させていただきます。

まず、1点目であります。今回の定数に関する時系列的なものはどうなっているのかということでございますが、令和2年3月31日時点を上申しますと、定数11のところ、実数が11ということで、定数に収まってございます。

令和2年4月1日、人事異動がありまして、この時点で定数11、実数が12ということで、この際には診療所の事務長が兼任ということでしたので、現場のほう、兼任ということなので、プラス実質1ということになってございます。そして、さらに、令和2年7月1日、定数11に対しまして、実数が13ということで、こちらについては、人事異動によりまして

1名増員ということでございますので、この時点で、定数に対しては2名オーバーという現状でございました。

以上です。

すみません、もう一点ですが、この時点で定数が超えているのを承知していたかということでございますが、この時点で私、ちょっと当時、担当課長ではございませんでしたので、その確認は取ってございませんので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 3点目のご質問でございますが、今後どのような手続で条例のほうの改正を行っていくのかということでございますが、議員ご指摘のとおり、定数につきましては、最小限の人数で最大限の効果を発揮するというのを建前に、条例のほうの定数を定めているものでございまして、今回のようなことがないように、事前に定数管理についてはチェックをしていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 大体、時系列的な部分での人員の異動については分かりました。

ただ、昨年7月1日時点では、もう既に2名の超過をしているということで、当然4月1日時点では、事務長が異動して兼任ということになっておりますので、だからいいということではないんですけれども、こういった場合にも、必ずルールにのっとりやっていただきたい。7月1日の13名、2名追加された分については、町長は、2名多いというのは、この時点では知っていましたか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 大変申し訳ないんですが、その時点で、条例上の定数を超過しているという認識はありませんでした。7月になぜ追加したかといいますと、看護師が産休に入るとということで、9月から産休に入りたいという申出がありまして、それでは、引継ぎも含めて、2か月ぐらい前に後任の看護師を充てて、そして、引継ぎをしながら産休に入ってもらおうということで、勤務期が重なりまして定数超過となったと。その後、1人、実際産休に入りまして、実質超過分は、健康保険課長が事務長になっているので、実際は本庁舎に座っていて、診療所にはいないんですが、その本庁舎に座っている兼任の事務長、保険課長の分が1名、また超過の状態になったと。

さらに、今回、コロナワクチン接種のために、若干無理を言って、産休から職場復帰してもらいました。そうすると、また産休から復帰した看護師が帰ってくると、定数が超過してしまったということで、もともと診療所が定数ぴったりで運用していたものですから、こういった形で兼務者が出てきたり、産休・育休の関係で勤務をダブらせて配置したりす

ると、たちまち超過になってしまう状態になっていたということに今回気づきまして、本来であれば、そういった事態になったときに、ああ、これは超過しちゃうから、3か月前の議会に出して、定数を調整した後、人事異動をするべきだったんですが、そういった手続が、ちょっと総務課のほうでも、私のほうでも見落としをしまして、定数が超過してしまったと。職員全体の定数は満たしている中でだったんですが、出先には出先だけの定数がありましたので、そこのチェックについて漏れてしまったことを深く反省しているところです。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） いろいろと言いつじみたこととか、本当に知らなかったのかどうか分かりませんが、いずれにいたしましても、総務課長、そして副町長、副町長も総務課長を歴任しておりますので、こういったことが今後ないように、よく町長は、そういう細かい部分までは、知っていても分からないかもしれないけれども、知っていても分からないと言っているのかどうか分からんけれども、こういうことがないように、ちゃんとやはり条例等にのっとって、人事異動等もしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それから、これが、最近気がつきましたよということなんですけれども、提案理由の中にこういった文言が入っていないと。正直な部分を入れて説明するのが、町長、本当なんじゃないですか。非常に誠意を感じない。

今回の、また専決処分ということなんですけれども、議会が、地方自治法の179条で専決処分というのがありますけれども、そのときに議会が成立しないとか、それから、特に緊急性を要するとか、緊急を要するという部分でもないし、議会の権限に属する軽易な事項でもないということからすると、専決処分が今回行われてしまうと、議会が例えば不承認であっても、町には政治的な責任が残るのみであり、処分の効力は有効であるというふうに解されるわけでございます。このままでは、議会軽視も甚だしく、独断専行、いわゆる町政の私物化、独裁政治を招きかねないということで、大変危惧をしているところでございます。

いずれにいたしましても、日本は法治国家であります。法律や条例に違反することなく、しっかりと町政を行っていただきたいなというふうに思っております。副町長、総務課長、今後よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。



討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 議案第30号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第3、議案第30号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第31号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第4、議案第31号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 1回目の質疑です。

商工費594万円の事業費に対しまして、委託料の実施設計640万2,000円入っています。工事請負費22万円の金額が不明瞭です。説明を求めます。

それから、教育費の学校管理費224万7,000円の実施設計が38万5,000円になっています。この説明をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

補正予算書の9ページになります。

6款商工費、1項商工費、1目観光施設費の委託料640万2,000円の内訳というご質問でございます。

2つほど設計の内容がございまして、まず1つ目が、ホロルの湯の浴室の天井並びに屋上防水の改修に伴う設計費でございます。540万円の消費税594万円、それと、山桜の駐車場拡張に伴う土地表題登記の委託料でございまして、山桜につきましては、建設当時、広域農道から若干低かったものですから、盛土等を行って整備をしたところでございます。広域農道ののり敷を若干、施設の一部として、今利用しているところでございます。今回、駐車場の舗装を、駐車場の拡張を行うに当たって、若干のり敷のほうをいじるものですから、この際、広域農道ビーラインの敷地と山桜の敷地をはっきり分けさせていただきたいということで、測量を行いまして登記を引くという内容の委託費でございまして、42万円掛ける消費税ということで46万2,000円、合わせまして640万2,000円ということになります。

もう一点、14節の工事請負費22万円の内訳でございます。これにつきましては、道の駅かつらの外部トイレ、外部の中に、多目的トイレというものを今回新たに設けさせていただきました。その中で、オストメイトの修繕ということで、河川敷でキャンプを行っている利用者が体を洗ったり、中には食器を洗ったりということで、再三目詰まりを起こしておりました。フィルターが目詰まりを起こしておりまして、その辺のところを修繕で直してきたんですが、なかなか直らないということで、現在、利用中止ということになってございます。

そうした中で、今回、工事費ということで、少額ではありますが、22万円ということで、年度当初、工事費等の予算も組んでいなかったものですから、そのようなことで、少額ではございますが、今回の補正でお願いするものでございます。何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

教育費の小学校費、学校管理費の委託料38万5,000円についてのご質問についてご説明をいたします。

実施設計委託料につきましては、石塚小学校特別教室棟改修修正設計の費用でございます。今回、補正予算に計上した理由につきましては、当初町単独工事での工事を予定しておりましたが、国の補助メニュー等の改正で、長寿命化計画に基づくものであれば、長寿命化改良事業の予防改修事業が補助対象となるため、今回、単価の見直しと補助要件に適合させるための修正設計を行うため、補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 2回目の質疑です。

実施設計は、山桜駐車場に係る店舗の見直しということで含まれているんですけども、これは一応、僅かな金額、少ない金額なんですけれども、多目的トイレの修理ということをきちんと説明をすべきだったのではないかなと思います。小さな工事でも説明してください。説明しなかった理由、もし何かあれば、お願いしたいと思います。

それから、教育費の学校管理費なんですけれども、これは長寿命化という説明がありました。特別教室の改修事業は、平成30年度の町単独の事業を計画していたということをお聞きいたしました。実施設計に対して、次年度に工事はなぜ進まなかったのでしょうか。工事が進まなかった理由はあるのでしょうか、お聞きいたします。

今、国からの補助ということを言われましたけれども、答弁ありましたけれども、国からの補助が、3分の1補助があるということだと思えるんですけども、この長寿命化制度というのは、平成26年度に文科省で手引が作成されているんですね。このとき、これを利用しようとは思わなかったのでしょうか。なぜこのようなことが出たのかなということがちょっと疑問になりましたので、お聞きしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。私のほうで、工事費が少額なものですから、説明のほうを省略させていただきました。大変申し訳ございませんでした。特別説明しなかったという理由はございませんので、何とぞご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問に、引き続きお答えいたします。

平成30年度に実施設計を行い、次年度等に工事をなぜ行わなかったのかということでご

ございますが、当時、平成30年度の実施設計の中には、複数の設計を併せて行っておりました。石塚小学校の屋内運動場の雨漏りの修繕及び、同じく石塚小学校屋内運動場の照明器具改修工事と併せて、今回の石塚小学校特別教室棟の外壁改修の設計を行っておりました。

平成30年、翌年度に、屋内運動場の改修工事及び屋内運動場の照明器具改修工事を実施いたしまして、一部、照明器具の改修工事につきましては、繰越事業としてさせていただきました。そのような中で、石塚小学校特別教室棟の外壁改修工事につきましても、昨年度等に実施をしようかというところではございましたが、今回、昨年度に長寿命化改修計画を策定するというところにいたしましたので、長寿命化計画の策定が終わるのを待ったところでございます。

また、質問の中で、26年度以降に長寿命化計画の策定の手引等が出ているのに、なぜそのときに着手されていなかったかということでございますが、当時は早急にとということでは考えてはございませんでした。国からも、令和2度中に長寿命化計画を策定するよう、教育関係の施設につきまして通知等もありましたことから、昨年度に長寿命化計画を策定したところでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） まち戦のことについては、これからどんな小さな工事でも、きちんと議会のほうに説明をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、教育委員会のほうの工事についてなんですけれども、あらゆる手だてをもって、工事設計をするときには、国の補助はないかとか、そういうふうなことをきちんと見た上で、やっていただければいいのかなと思ってます。2回も3回も工事、補正を出したりとか何かするようなことがないように、当初からやっていただければいいのかなと思ってます。

ただこれ、長寿命化制度というのは、先ほども言いました、26年に文科省でもうやっているんですけれども、これを確認しておけば、このような38万5,000円の追加もなかったのではないかなと思ってます。その辺のところをちょっと、具体的なことが分かれば教えていただきたいと思えます。

委託費の実施設計、商工費ね、それから、教育費の学校管理費の実施設計ということなんですけれども、この2件について、基本構想、基本計画、基本設計というのがあって、実施設計となると思えます。この基本構想、基本計画、基本設計というのは、大きな建物の場合には、それに値するという事だと思うので、多分、小さな金額の場合であれば、そこまで至らないというようなことは存じておりますけれども、実施設計に至るまでの経過など、もし存じていれば、答えられるのであれば、お願いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今回、6月の補正予算で、ホロルの湯の浴室天井、

屋上防水等の委託費をお願いしたところでございますけれども、2月に地震がございまして、浴室の天井が一部崩れたというようなことで、天井を開けて調べましたところ、中の部材が若干腐食している部分も多いというようなことが発見されましたので、緊急に修繕のほうを行っていきたいというふうに考えまして、あわせて、建物のほうも約20年ほどになりますので、屋上の防水等も一度もやっていなかったということで、これも教育委員会のほうと絡んでくると思うんですが、長寿命化の中では、やはり年数、年数で防水などもやっていったほうが、後々お金がかからないということもありますので、あわせて今回、改修の実施設計をお願いしたところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き、4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

補助制度の件に関してでございますが、議員のご指摘のとおり、長寿命化改良事業というものにつきましては、以前から補助メニューにあったものでございます。その中で、平成30年当時にはなかった、長寿命化改良事業の中に予防改修事業というものが新たに追加されたため、今回、その要件に合うものとしたしましては、長寿命化計画に基づくもの、また、建築後20年以上40年未満のものが対象となるというような補助メニューが追加されたため、今回、補助を活用して事業を実施したいと考えているものでございます。

以上でございます。

○4番（藤咲英美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内とします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 4番藤咲英美子です。

一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

1番として、歳入歳出3,717万5,000円追加です。財政調整基金に1,627万3,000円が繰入れされていますけれども、国・県からの支出金は、積極的にPCR検査の実施やワクチン接種に係る医療従事者確保に対する支援としています。コロナ対策に必要な時期に、43%の金額が財政調整基金、つまり貯金に回すことに納得がいきません。

子育て世帯生活支援特別給付金1,300万円、これがあるものの、その対策が狭く、十分とは言えません。国庫補助金により、ふたり親生活支援で、児童1人当たり一律5万円の給付金が260人に充てられると聞いています。しかし、コロナ禍の中で、まだまだ生活困窮者においての生活支援は十分ではないと思っています。対象者全員に漏れることなく周知をしていただきたいことと、給付要件の緩和及び町としての上乗せを要望いたします。

3つ目として、商工会の委託料には、ホールの湯の天井修理に加え、山桜の駐車場道路と店舗が重なっている部分があり、見直しの実施設計が含まれています。なぜ今、見直ししなければならないのか、計画を立てる際に問題が見えなかったのかどうか、全体像が見えてきません。つまり、これからもこのようなことがあるのかどうかも分かりません。全体の計画が明示されないまま、その場その場の実施計画には納得しかねます。

以上のことにより、反対の討論といたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第32号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第5、議案第32号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 発議第 3 号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第 6、発議第 3 号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第 3 号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります議会運営委員長阿久津則男君より発議第 3 号の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長阿久津則男君。

〔議会運営委員長阿久津則男君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津則男君） それでは、発議第 3 号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

都道府県会長会において標準町村議会会議規則が改正されたことに伴い、町の議会会議規則の一部を改正するものであります。

主な改正点は、出産、育児、介護などの議会への欠席事由を整備、出産については産前・産後の欠席期間を規定するとともに、請願者に一律に求めている押印を見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

○議長（関 誠一郎君） 次に、陳情の審査に入ります。  
お諮りいたします。  
陳情の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。  
よって、陳情の朗読は省略することに決定いたしました。  
それでは、日程第7、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。  
本案は、6月8日に総務民生常任委員会に付託されたものであります。  
総務民生常任委員長の報告を求めます。  
総務民生常任委員長 藺部 一君。

〔総務民生常任委員長 藺部 一君登壇〕

○総務民生常任委員長（藺部 一君） 総務民生常任委員会を代表し、6月8日に付託されました陳情第1号の審査結果についてご報告をいたします。

6月8日に本委員会を開催し、陳情内容について審査を行いました。陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情につきましては、慎重に審査をした結果、全会一致で採択することに決定をいたしました。



以上、総務民生常任委員会として委員長報告といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

---

### 陳情第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第8、陳情第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、6月8日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 藺部 一君。

〔総務民生常任委員長 藺部 一君登壇〕

○総務民生常任委員長（藺部 一君） 総務民生常任委員会を代表し、6月8日に付託されました陳情第2号の審査結果についてご報告をいたします。

6月8日に本委員会を開催し、陳情内容について審査を行いました。陳情第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書につきましては、慎重に審査をした結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位はこのままお待ちください。

午後 2時50分休憩

---

午後 2時56分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、6番菌部 一君ほか6名から発議第4号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

タブレットにて追加日程を配付いたします。操作は事務局が行いますので、タブレットを同期させたままお待ちください。

〔追加日程配付〕

---

#### 発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第1、発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第4号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります6番菌部 一君より発議第4号の趣旨説明を求めます。

6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 発議第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスは、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療崩壊などから国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、医療・介護・福祉に十分な財源を確保し、

医療体制の充実を図り、医師、看護師、医療技術職、介護職、保健師等の増員と保健所の増設、ウイルス研究、検査・検疫体制を強化・拡充し、社会保障に関わる国民負担の軽減を図ることを内容とする意見書を内閣総理大臣、厚労大臣、財務大臣及び総務大臣へ提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論の終結をいたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長をして内閣総理大臣、関係大臣へ提出させていただきます。

---

## 日程追加

○議長（関 誠一郎君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、6番菌部 一君ほか6名から発議第5号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

タブレットにて追加日程を配付いたします。操作は事務局が行いますので、タブレットを同期させたままお待ちください。

〔追加日程配付〕

---

## 発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第2、発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第5号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります6番 菌部 一君より発議第5号の趣旨説明を求めます。

6番 菌部 一君。

〔6番 菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

核兵器に関するあらゆる活動を禁止する核兵器禁止条約が、2020年10月に発効に必要な50か国の批准に達し、2021年1月に発効となりました。

この条約は、核保有国への条約への参加の道を規定し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明確され、被爆者、被害者の国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

被爆者の心に寄り添い、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求めることを内容とする意見書を内閣総理大臣及び外務大臣へ提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長をして内閣総理大臣、関係大臣へ提出させます。

---

## 日程追加

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 議長、ありがとうございます。

ここで、緊急動議でございます。上遠野町長に対する不信任決議案についての動議を提出させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） ただいま、8番河原井大介君ほか6名から、上遠野 修城里町長の不信任決議案が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

本決議案を日程に追加にし、追加日程第3として直ちに議題とすることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決議案は、日程を追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

したがって、発議第6号 上遠野 修城里町長の不信任決議案についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることは可決されました。

タブレットにおいて追加日程第3を配付いたします。操作は事務局が行いますので、タブレットを同期させたままお待ちください。

〔追加日程配付〕

---

## 発議第6号 上遠野修城里町長の不信任決議案について

○議長（関 誠一郎君） それでは、追加日程第3、発議第6号 上遠野 修城里町長の不信任決議案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 上遠野 修城里町長の不信任決議案、提案理由を申し上げます。

上遠野城里町長、令和3年4月28日に新型コロナワクチン接種を極秘に接種をしていた、そのことが5月の中旬に判明いたしました。その開き直り会見が全国ニュースとなったこと、そして、医療従事者発言、さらには、当日急遽のキャンセル分のワクチンは存在していなかったという事実。ワクチン接種そのものより、その言動が取り上げられているにもかかわらず、その後謝罪もなく、自己の正当性を説くばかりでございます。

この上遠野町長の言動は、今に始まったものではありません。城里町議会は、過去に町長に対し、幾度となく苦言を呈してきました。一向に改めることはありません。

幾つか例を挙げさせていただきます。

一つ、百条委員会が立ち上がりました旧七会中学校サッカー練習場アツマーレの芝管理会社について、水戸ホーリーホックと町長とで業者選定の話を進めていたこと。そのアツマーレの造成の際、追加工事は議決が必要であるにもかかわらず、議会に承認を得ず工事費を支出していたこと。

一つ、アツマーレ関連備品、議決事項でありながら、議会の承認を得ていないこと。

一つ、議長に何の連絡調整もせずに、臨時議会の招集を過去に何度も繰り返したこと。

一つ、今現在、アツマーレ周辺の除草を開発公社に指定管理させてはいますが、現場の除草作業はおろそかであります。これは、開発公社にお金を流すことだけが目的となっていると思われること。

一つ、介護予防保険事業を開発公社に委託したが、事務実績報告がずさんであり、報告書に間違いが多数見つかったが、検査も調査もせず、証拠書類の検査もさせない。これも、開発公社にお金を流すことが目的と思われること。

一つ、町が修繕すべき物産センター山桜の修繕を、指定管理者である物産センター山桜に資金を出させ、業者指定をしていた、修繕をさせた、これは正規な入札逃れと思われること。

一つ、町長と外郭団体の社長等が同一人格であり、線引きが全くされていないことにより、強権を発動し、身勝手な会社運営をするなど、民と官の公平性をゆがめていること。

一つ、町の顧問弁護士を利用し、私的な名誉毀損という案件で、マスコミや町議会議員などに内容証明郵便を送り続けていること。民主主義の根幹の言論弾圧、さらには表現の自由を侵害すること。

一つ、町職員採用に関して、ここ数年、茨城県の公務員統一試験を経ず、公務員には不必要な資格を所持していることを理由に、面接だけで合否を決める社会人枠を導入していること。

一つ、さも町の財政が豊かであるような広報をし、入園者の見込まれない七会保育園の建設や石塚小学校に隣接した2つの学童保育園建設計画など、財政状況を顧みない独善的

な事業計画を立てていること。

一つ、管理職手当の不公平の見直しを町議会で全会一致で可決した決議にもかかわらず、一向に見直す様子がないこと。

以上のように、数え上げたら切りがありません。ここ最近は、意味なく残業をしないと命じたり、私生活に介入するというパワハラを受けているという役場職員からの相談の声も届いております。

このようなことから、町長としての資質に疑念を抱かざるを得ない。数多くの課題を抱える本町のリーダーとして、私どもは適任とは考えられず、ここに上遠野 修城里町長を信任しないという結論に至りました。

以上、不信任決議案の提案理由とさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） それでは、追加日程第3、発議第6号 上遠野 修城里町長の不信任決議案についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これから、発議第6号 上遠野 修城里町長の不信任決議案についてを採決いたします。

町長不信任案の議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とする特別多数議決であります。この場合、議長も表決権を有することを申し添えます。

ただいまの出席議員は14名です。議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は11名です。

本決議案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） ただいまの起立者は4分の3に達しません。

よって、上遠野 修城里町長の不信任決議案は否決されました。

---

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてから日程第11、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についての3件を一括議題といたします。

各委員長から会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- 
- 報告第17号 城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則
  - 報告第18号 城里町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示
  - 報告第19号 令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱
  - 報告第20号 茨城県農業共済4組合等の合併協議について
  - 報告第21号 令和2年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
  - 報告第22号 令和2年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
  - 報告第23号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
  - 報告第24号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
  - 報告第25号 令和2年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
  - 報告第26号 城里町環境基本計画
  - 報告第27号 城里町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
  - 報告第28号 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期計画）
  - 報告第29号 例月出納検査報告（3月・4月・5月）

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第12、報告第17号 城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則から日程第24、報告第29号 例月出納検査報告（3月・4月・5月）執行分の13件については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

町長挨拶



○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和3年第2回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月8日に開会し、8日間にわたる議会定例会でありましたが、関議長の下、慎重審議をいただき、提案いたしました全議案につき可決決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において参考にさせていただきたいと考えております。

一般質問におきましても、新型コロナウイルスに関するご質問が多く出されました。今後、全町民へのワクチン接種が早期に完了し、一日も早い日常が取り戻せるよう、一丸となり取り組んでまいります。

結びに、暦の上では入梅となり、日一日暑さも増してくる季節となりました。議員各位には、お体にご自愛いただきまして、城里町発展のため、重ねてご尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には会期中、終始熱心なる審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議終了できますことを心より御礼、感謝申し上げます。

また、執行部におかれましては、議員各位よりございましたご指摘、ご意見を真摯に受け止め、住民福祉の向上にご尽力されますことを望みます。

---

#### 閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で、令和3年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 3時20分閉会